

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

企 業 局

- 企業職員給与規程の一部を改正する管理規程
○企業局財務規程の一部を改正する管理規程
○企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程

ページ

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第二号

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

11 第五条の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の額は、平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に係るもの限り、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額(以下この項において「基礎額」という。)から基礎額に管理職手当の区分が一種及び二種の職を占める職員にあつては百分の五、二種の職を占める職員にあつては百分の四、一種、二種又は三種以外の職を占める職員にあつては百分の三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、基礎額とする。

附 則

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第三号

企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司

企業局財務規程の一部を改正する管理規程

企業局財務規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第一条の第二項中「平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十二年宮城県規則第十九号)」を「平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第四十一号)」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第四号

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程

企業局固定資産等管理規程(昭和六十三年宮城県企業局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

(目的外使用に係る使用料)

第二十二条 第十九条の規定により行政財産の目的外使用を許可された者からは、別表第一に掲げる

使用料を徴収する。

2 使用料は、管理者の発行する納入通知書により納入しなければならない。

3 すでに納入した使用料は返還しない。ただし、管理者が特別の事由があると認めるときは、この

限りではない。

第二十五条中「第二十七条第一号」を「第二十七条第一項第一号」に、「第二十八条第一号」を「第

二十八条第一項第一号」に改め、「次条第一項及び第二項」を削り、「第三十七条」を「第三十六条」

に改める。

第五十四条中「別表」を「別表第二」に改める。

別表を別表第二とし附則の次に次の一表を加える。

別表第一(第二十二条関係)

別表第一(第二十二条関係)

建物	土地				財産の種類			
	(六) その他	(五) 土地価額に影響する架空工作物の設置	(四) 維持管理に地表を物使用しない地下工作物の設置	(三) 維持管理に地表を物使用しない地下埋設物の設置	(二) 鉄塔類の設置	(一) 電柱類の設置	使用の目的	使用料(年額)
建物延面積に対する使用面積(広告物等の設置に面積が当該広告物等の設置に使用面積を上回るときは、当該広告物等の表示面の面積)に相当する金額に算入する金額	土地面積に占める部分(工作物等の他の物件が地表を画する部分)は、当該土地の面積に占める部分(工作物等の他の物件が地表を画する部分)に相当する金額	土地面積に占める部分(工作物等の他の物件が地表を画する部分)は、当該土地の面積に占める部分(工作物等の他の物件が地表を画する部分)に相当する金額	土地面積に占める部分(工作物等の他の物件が地表を画する部分)は、当該土地の面積に占める部分(工作物等の他の物件が地表を画する部分)に相当する金額	土地面積に占める部分(工作物等の他の物件が地表を画する部分)は、当該土地の面積に占める部分(工作物等の他の物件が地表を画する部分)に相当する金額	外径が〇・四メートル未満のものにつき	外径が〇・四メートル未満のものにつき	一本につき	宅地、田畑にあつては 一、五〇〇円 山林にあつては 八七〇円
					外径が〇・四メートル以上のものにつき	外径が〇・四メートル以上のものにつき	宅地、田畑にあつては 八八〇円 山林にあつては 三〇〇円	宅地、田畑にあつては 一三〇円 山林にあつては 九〇円

船舶等の動産	構築物	
	(一) 鉄塔	(二) その他構築物
金額	一年間に償却されるべき金額に当該使用させる設備等の重量を乗じたものを、当該使用させる設備等を含む設備全体の総重量で除した金額に一・〇五を乗じて得た金額とする。	受益の程度を考慮し管理者が別に定める。
金額	一年間に償却されるべき金額に一・〇五を乗じて得た金額とする。	

備考 この表においては、次により使用料の額を算定する。

- 一 面積が一平方メートルに満たない場合及び一平方メートルに満たない端数を生じた場合は、一平方メートルに切り上げる。
- 二 延長が一メートルに満たない場合及び一メートルに満たない端数を生じた場合は、一メートルに切り上げる。
- 三 使用期間の計算については、当該期間が一年未満の場合及び一年未満の端数を生じた場合は月割計算、当該期間が一月未満の場合及び一月未満の端数を生じた場合は日割計算により、当該期間が一日未満の場合及び一日未満の端数を生じた場合は四時間を超えるときは一日とし、四時間以下であるときは〇・五日として計算する。ただし、船舶等動産の一日の使用時間が八時間を超え十六時間以下のときは一・五日とし、十六時間を超えるときは二日として計算する。
- 四 宅地、田畑、山林の区分は、登記上の地目にかかわらず現況により、宅地、田畑、山林以外の土地については、最も近似する区分による。
- 五 電柱類の本数については、H柱及び人形柱は一基をもつて二本とし、支柱及び支線はそれぞれ一本として計算する。
- 六 鉄塔類の面積については、基礎の占める面積とし、一基について複数の基礎を有する場合は、各基礎の外延を結ぶ直線に囲まれる面積による。
- 七 架線に伴う電柱類で山林以外の場所に設置する場合は、土地価額に影響する架空工作物の設置に係る使用料は徴収しない。
- 八 次に掲げる使用料の額の算定については、この表の土地の項中、「二パーセント」とあるのは「二・一パーセント」と、「三パーセント」とあるのは「三・一パーセント」と、「一・五パーセント」とあるのは「一・五七五パーセント」と、「四パーセント」とあるのは「四・二二パーセント」とする。
- イ 使用期間が一月に満たない場合の土地の使用に係る使用料
- ロ 建物その他の施設の利用に伴う土地の使用に係る使用料

八 次号の規定により加算される土地の使用料

九 建物のみを使用については、建面積に相当する土地の使用料を加算する。

十 使用料の額に十円未満の端数が生じた場合は、十円に切り上げる。

附 則

この管理規程は、平成二十三年四月一日から施行する。